

Satsumasendai City Public Relations

薩摩川内

きつませんだい

広報

3

March.2020
vol.370

ここに守りたいものがある

「小さな拠点づくり」





ここに守りたいものがある

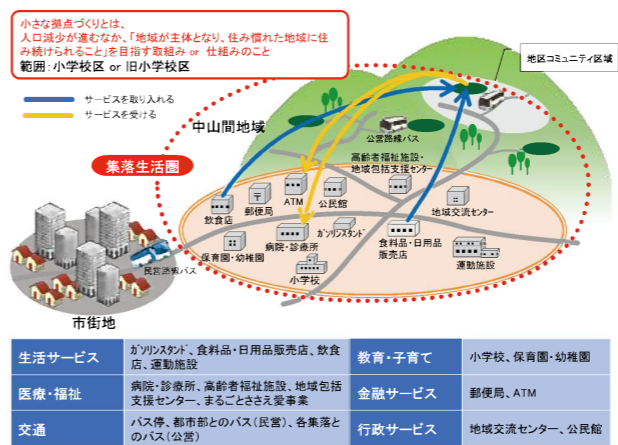


問合先／本庁地域政策課地域づくり G(内線 4822)

小さな拠点づくりとは

全国では、少子高齢化や人口減少に伴い、集落での自助を行うことが難しくなったり、身近にあった生活サービスが受けられなくなってきた地域が多数あり、今後、労働人口の減少により税収も減り、行政による公助も行き届かなくなることが予想されています。

このような中、小学校区(旧小学校区)単位で、地域が主体となつて、住み慣れた地域に住み続けられることを目指す取り組みや仕組みづくりが「小さな拠点」づくりです。



共助の名のもとに、まさに自分たちの手で生まれ変わった地域のお茶の間「祝い所ふじもと」

完成した「祝い所ふじもと」について、祝い所ふじもとと会のリーダーで「藤本ふれあい店」の代表でもある鬼塚透さんは、「藤本の自然の宝を生かして、四季にふさわしい場所になりたい。藤本滝や藤棚、つつじが丘などに行く際にここに立ち寄っていただくなどの仕組みをつくりたい」と話してくださいました。

「祝い所ふじもと」とある一日(イメージ)

○ 9:00～11:00
地域の高齢者が集まって健康体操。終了後は、お茶で交流。笑顔がいっぱい

○ 11:00～13:00
お母さんたちが弁当を持ち寄り、女子会開始。会話が弾む

○ 15:00～16:00
夕食用の野菜を買いに立ち寄った人たちは、お茶を飲んでほっと一息。

私たちが求めるのは、「場所」と「住民」をつなぐ「地域の足」

東郷町藤川地区

藤川地区には、菅原道真公が祭られている藤川天神や国の天然記念物「臥竜梅」があります。藤川天神のお祭り

や清掃などには地区住民が積極的に参加し、ゆべしやこんにやくの製造・販売の展開など、地域を支える活動を常日頃から行っています。

藤川地区における小さな拠点づくりは、サロンやお茶飲み会などが行われている複数の場所と住民をつなぐ移動手段を確保し、住民の外出頻度を増やし、地区内の交流も広げていくことが、地区に必要な小さな拠点づくりであると結論付けました。

この先も「藤川」で安心して暮らしているために

地域における移動手段の確保のために必要な車両はトヨタ・モビリティ基金「地域に合った移動の仕組みづくり」助成事業の活用により整備し、運転手は、地域からボランティアを募りました。そして、昨年8月5日の出発式、2カ月の試験運行を経て、10月から本格運行を開始しました。

ここに、地域のボランティアによる自主送迎を行う「地域の足」が誕生しました。

住民の手により整備し、住民の手による運行を開始した「藤川おでかけ号」

藤川おでかけ号の運営の主体となる藤川地区コミュニティ協議会の田中一良会長は、「今ほとんかくたくさんの

ら、樋協町藤本地区と東郷町藤川地区をモデル地区に選定し、平成30年度から2年をかけて地区内で必要な取り組みなどを話し合い、その仕組みづくりを行ってきました。

私たちが求め、目指すのは「買い物・交流・共助の場」

樋協町藤本地区

藤本地区は、本市の景観重要資産第1号に選定されている藤本滝や住民の手により管理された藤棚、農産物直売を行っている藤本ふれあい店などを有し、地域の活性化のために日頃から精力的に活動しています。

藤本地区における小さな拠点は、「藤本ふれあい店」を「買い物」の場としてだけでなく、「交流の場」や「共助の場」とする方向で進められました。

住民自らの手により行った改修は、経費節減のためではなく、唯一無二の価値の創造のため

「藤本ふれあい店」の中に多機能型の小さな拠点を設けるために、改修が必要となったことから、住民自らの手により、不要な壁の撤去、テーブルや洗い場の設置、天井の張り替えなどの改修を進め、ここに地域のお茶の間としての側面を持った「祝い所ふじもと」が完成しました。



▲利用者の田代ヨシ子さんは、「ステップが低くて乗りやすい」久保ノキさんは、「距離に関係なく来てくれるのでありがたい」と好評



▲トヨタ自動車の利用状況ヒアリング。ボランティア運転手の一人、久保ノキさんは、「運行を開始してからサロンの参加者が増えた」



▲藤川地区の皆さん。運行部長の流合和則さんは、「利用者に喜んでもらっているので、運転する上での負担は感じていない」



▲改修作業は、「ものづくりワークショップ」として2日間の作業と追加作業により、実に3カ月間にわたって進められました。



▲美しく生まれ変わった店内は、広々としていて温かい。住民が持ち寄りたり手作りしたりした備品は一樣でないながらも味がある。



▲地元の有志で構成された「祝い所ふじもと」会。ふれあい店を管理する永田美代子さん(中央)は、「みんなに気軽に立ち寄ってもらいたい」と話してくださいました。

「藤川おでかけ号」のある一日(イメージ)

○ 9:00～11:00
サロン参加のため、地域の皆さん宅を訪問し、会場へ送迎

○ 13:00～15:00
昼からの寄り合いの送迎のため、再び出発

○ 15:00～17:00
地区内の見守りのため巡回

これからの展開へ期待

このように、2つのモデル地区では、2年間で小さな拠点づくりの準備を行ってきました。

どちらも今、まさにスタートを切ったばかり。これから、本格的な取り組みへと発展していくことになりすが、どのように活用していくのか、いかにして継続していくのかが、両地区の課題とも言えそうです。

また、市ではその経過を確認しながら、比較的緊急性の高い他の地区でも、小さな拠点づくりを進めていく予定です。

皆さんも、これを機会に、住み慣れた地区に住み続けるために、これから何の取り組みが必要か、何ができるかをぜひ話し合ってみてください。

市民活動の立ち上げを応援します。

募集

令和2年度 薩摩川内市市民活動支援補助金
(スタートアップコース)

応募締切 / 令和2年4月30日(木)

応募・問合せ先 / 本庁地域政策課 コミュニティ・生涯学習 G(内線 4613)

市民活動支援補助金 (スタートアップコース)とは

これから活動を開始する、または活動期間がおおむね3年未満の団体などが、地域活性化のために、自ら企画・立案・実施する市民活動に該当する事業で、その内容・時期・経費などが、当該団体などの目的を達成するために適当であると認められる公益的な事業に対して、事業の初期段階の活動経費の一部を補助するものです。

応募できる団体

次の全ての条件を満たす団体が対象となります。

- ▼ 構成員が5人以上で、その過半数が本市に住所を有していること
- ▼ 活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体
- ▼ 薩摩川内市市民活動ネットワークに、当該年度の補助金交付決定時まで加入し、公益の増進に寄与する活動を行う任意団体、特定非営利活動法人など
- ▼ 市民活動ネットワークでは、市民活動団体の交流・情報交換、イベントなどの情報提供を行います。

* 次のいずれかに該当する団体は**対象となりません**。

小さな拠点づくりは、樋脇町の藤本地区、東郷町の藤川地区がモデル地区に指定されているけれど、その他にも地域を盛り上げようと活動されている方はたくさんいるそうです。
今回は、入来麓武家屋敷群で行われている活動取材してきました。

皆さんが知りたいことや紹介したいことなどがありましたら、情報をお寄せください。キジカケルが取材に伺います。
問合せ先 / 本庁広報室広聴広報G(内線632)

いざいざ！
キジカケル！



入来麓武家屋敷群は、国重要伝統的建造物群保存地区に選定されていて、昨年は武家屋敷群「麓」の中の一つとして日本遺産にも登録されました。
保存会会長の長坂正雄さんは、先祖代々武家屋敷群で暮らしていて「子どもたちが住みたいまちにしたい」という思いから地域の活性化に取り組んでいます。入来の魅力を感じたところ、温泉があつて空気もお米もおいしいところと話してくれました。
近年、入来麓武家屋敷群で活動が活性化しているきっかけになったのが「入来くノ一」の存在。男性の考えの中に女性の視点を入れるために立ち上がった税所真美さんら7人。昔から守られているまちは壊さず、古き良きものの中に新しい風を入れて未



▲いりきわくわくマップ

来へつなげる」ことをモットーに武家屋敷群でゆっくり過ごす場所づくりとして飲食店を運営し、お茶やご飯を楽しんでもらったり、まちのマップを作成して散策してもらったりと積極的に活動しています。
長坂さんと入来くノ一、そこに千葉県から移住してきた中川功さんが加わりさらに活動は活性化。2月4日には中川さんが主催し、「地域を繋ぐ拠点づくりフォーラム」が行われ、空き家を活用した民宿やみんなが共用で利用して商売を行うことができる店舗、そして、空き地を活用した太陽光発電によるエネルギーの自給自足など壮大なまちづくりの夢などを語り合いました。

取材を終えて

地元の方や移住された方などさまざまな人が、入来を愛し、自発的に地域の活性化に取り組んでいることに感動しました。
今後、さまざまな地区で地域の人たちによる小さな拠点としてのまちづくりが進み、みんなが暮らしやすく、活気あふれるまちが増える、そんな未来を願いつつ、僕は入来麓を後にしました。

応募方法など

次の関係書類に必要事項を明記の上、送付または直接お持ちください。
* ファクスまたは電子メールによる提出は受け付けていません。

関係書類

- ▼ 市民活動支援補助金申込書
- ▼ 事業計画書・事業収支計画書
- ▼ 団体に関する調査
- ▼ 団体構成員名簿
- ▼ 他の制度による補助・助成または委託事業の申請状況
- * 関係書類の様式は、市ホームページ上からダウンロードできる他、本庁地域政策課、各支所および各地区コミュニティセンターにも備え付けてあります。

審査スケジュール(予定)

- 5月中旬 一次審査(書類審査)
- 5月下旬 二次審査(公開ヒアリング)
- 6月上旬 補助事業決定

* 市民活動団体が、これまでの活動を発展させるために、新たに実施または拡大する事業に対して補助を行う「スタートアップコース」もあります。本年12月に募集する予定です。

補助金の額

● 対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(下表)を乗じて得た額とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも20万円(千円未満切り捨て)
2回目	70%	
3回目	50%	

対象となる経費

対象となる事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費、不動産の取得に要する経費などは除きます。
* 詳しくは問い合わせください。